

健保の手引き

2026

慶應義塾大学学生健康保険互助組合
慶應義塾大学学生健康保険委員会

目次

Contents

学生健康保険互助組合について 2

学生健康保険互助組合とは
組合員について
組合費について
学生健保の主な活動について
問い合わせ先

医療給付について 3

申請期限
給付対象
給付対象外
自己負担額・給付上限額
申請の流れ

予防給付について 6

トレーニングルーム
契約旅館
利用方法
契約旅館一覧
契約旅館所在地一覧マップ

学生健康保険委員会について 12

規約 13

慶應義塾大学学生健康保険互助組合同規約
慶應義塾大学学生健康保険互助組合同規約施行細則
慶應義塾大学学生健康保険互助組合トレーニングルーム運営規程
慶應義塾大学学生健康保険互助組合トレーニングルーム使用規則

学生健康保険互助組合について

1 学生健康保険互助組合とは

学生健康保険互助組合（以下「学生健保」）とは、学生の相互扶助の精神に基づき、学生生活を健康面からサポートすることを目的に1959年に設立された互助組織です。

2 組合員について

慶應義塾大学に在籍する学部・大学院の正規生が入学と同時に組合員となります。休学・留学期間中も組合員としての資格はありますが、卒業もしくは退学、その他義塾学生としての資格を失った場合はその翌日から組合員としての資格を喪失します。

3 組合費について

組合員は、組合加入費100円および年間組合費2,500円を学費と同時に納入しています。学費未納の場合は4の給付を受けることはできません。

4 学生健保の主な活動について

- ・医療給付 医療機関で保険適用の診療を受けた場合に支払った自己負担額の一部を給付する制度です。（→p.3）
- ・予防給付 日吉キャンパスでのトレーニングルームの運営（→p.6）、契約旅館の宿泊費補助（→p.7）のほか、学生委員で構成される福利厚生団体である学生健保委員会が企画する各種イベント（→p.12）など、学生の健康増進や疾病予防のために行っている活動です。

5 問い合わせ先

キャンパス	担当部署	事務取扱時間※
三田	学生部 福利厚生支援	8：45～16：45
日吉（学部）	学生部 学生生活	8：45～16：45
矢上	学生課 学生生活	8：45～16：45
信濃町	学生課 学生生活	8：45～16：45
湘南藤沢（総・環・政メ）	事務局 学生生活	9：15～16：30
湘南藤沢（看・健マネ）	看護医療学部事務局	9：15～16：50
芝共立	学生課 学生生活	8：45～16：45
日吉大学院	学生部 大学院担当	8：45～11：30 12：30～16：45

※土日祝日を除く。長期休業期間や入学試験期間中、または社会の情勢により取扱時間が変わる場合がありますので、詳細はHPでご確認ください。

医療給付について



医療給付とは、組合員の皆さんが医療機関で保険証を提示して診療を受けた際に支払った自己負担額の一部を給付する制度です。

申請にはまず、「医療給付振込口座届」(所定書式は下記②よりダウンロードしてください)と通帳見開きページ(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)が記載されている部分 ※通帳がない場合はWeb通帳等で必要項目が確認できる部分)のコピーを所属キャンパスへ提出し、**申請方法などの詳細を以下のURLで必ず確認してください**。社会の情勢により申請方法等に変更がある場合も、以下のサイトでお知らせします。閲覧にはkeio.jp 認証が必要です。

① <https://www.students.keio.ac.jp/com/life/health/> (塾生サイト)

② <https://keio.jp/> (K-Supportにアクセス→Appsメニューの学生生活・奨学金・学費より「医療給付申請」を選択)

※本制度において不正な申請が発覚した場合は、すでに給付した金額を全て返金していただきます。また、不正の事実は所属学部・研究科に報告されます。

※登録口座を変更する場合は、再度口座登録の手続きを行ってください。

塾生サイト



K-Support



1 申請期限

受診月の翌月末までに申請してください。窓口ならびに郵送による申請期限は下記のとおりです。入院の場合は、1回の入院から退院までを1診療とみなし、申請期限は退院月の翌月末日となります。申請期限を超過したものは一切受け付けません。

2026年度 医療給付申請受付締切

受診年月		窓口申請期限 ※担当窓口の 開室時間内	郵送申請期限 ※消印有効	受診年月		窓口申請期限 ※担当窓口の 開室時間内	郵送申請期限 ※消印有効
2026年	4月	5月29日(金)	5月31日(日)	2026年	10月	11月30日(月)	11月30日(月)
	5月	6月30日(火)	6月30日(火)		11月	12月25日(金)	12月31日(木)
	6月	7月31日(金)	7月31日(金)		12月	1月29日(金)	1月31日(日)
	7月	8月31日(月)	8月31日(月)	2027年	1月	2月26日(金)	2月28日(日)
	8月	9月30日(水)	9月30日(水)		2月	3月31日(水)	3月31日(水)
	9月	10月30日(金)	10月31日(土)		3月	4月30日(金)	4月30日(金)

※窓口申請、郵送申請のいずれも所属キャンパスでのみ受け付けます。

※受付方法、申請期限は変更になる場合があります。最新の受付方法、申請期限に関する情報は塾生サイト(学生健保)やK-Supportのニュース等で確認してください。

※前学期までの学費が未納の場合は申請資格がありません。なお、学費未納であった者が学費を支払った場合は納入が確認された日から申請資格が復活するものとし、遡及申請は認めません。

学費の入金確認には1週間程度かかる場合があります。前学期までの学費を納入したにも関わらず申請ができない場合は、早めに所属キャンパスの窓口申し出てください。なお、申請期限前日や当日では納入が確認できず対応ができない場合があります。

2 給付対象

日本国内の保険医療機関等で公的医療保険（以下、保険診療）が適用された、以下のような診療科目が対象となります。ただし、一部給付対象外となるものがあります。（→ 3 給付対象外）

- ・診察・検査
- ・治療材料
- ・投薬
- ・処置・手術
- ・入院

※治療材料（医療用装具の購入等）についての申請を行う場合、必要書類が通常の申請と異なります。所属キャンパスの担当窓口でご相談ください。



歯に関する治療（外来・入院・薬局）について

歯に関する治療（入院・外来・薬局）については、口腔外科治療のみが給付対象となります。口腔外科治療について申請を行う場合は、通常の申請書類に加え医療機関記入の「**口腔外科治療証明書**」（大学指定書式）の提出が必要です。「医療給付申請」システムよりダウンロードできます。

「口腔外科治療証明書」が提出されていない場合、歯に関する治療全般は給付対象ではありません。（<https://gakukenpo.adst.keio.ac.jp/manual/kokugeka.pdf>）

なお、口腔外科治療には以下のものは含まれません。

歯列矯正、虫歯、歯周病、親不知の抜歯、定期検診、スケーリング、クリーニング、ホワイトニング、詰め物、かぶせ物の修繕 等

3 給付対象外

次の場合は外来・入院・薬局を問わず給付対象外となります。（保険適用の場合も含みます。）

- ・歯に関する治療および薬代（ただし、口腔外科治療を除く）
- ・自費診療（インフルエンザ予防接種なども含む）
- ・接骨院・整骨院・鍼灸院での施術料
- ・入院時食事療養費、差額ベッド代
- ・健康診断・人間ドック
- ・選定療養費
- ・文書料・容器代等

4 自己負担額・給付上限額

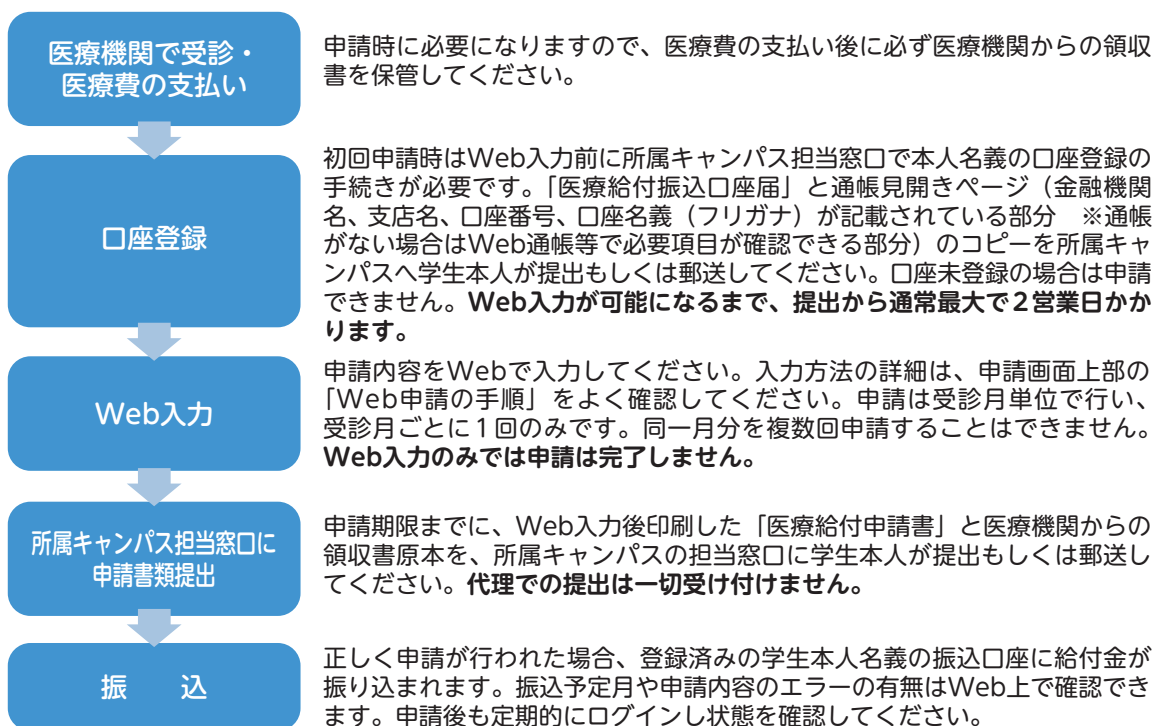
入院・外来・薬局、診療科を問わず【**同一月に受診した分（1ヶ月分）をすべて合算して1件**】として申請してください。保険診療の保険点数を元に算出した自己負担額（10円未満切捨て）の合計金額から、申請1件につき2,000円を申請者の負担分として差し引いて給付します。（自己負担額の合計金額が2,000円以下の場合は申請できません。）また、申請1件あたりの給付上限額は50,000円となります。

- ・給付上限額 申請1件あたり 50,000円 年間給付上限額 150,000円

※累計給付額が年間給付上限額を超えた場合、その超過額については給付されません。半期のみ在籍する年度の年間給付上限額は75,000円となります。年間給付上限を超えた給付・給付対象外治療で給付を受けた場合は返金の対象となります。

5 申請の流れ

Web入力フォームにしたがって申請を行ってください。**一般病院・慶應義塾大学病院・薬局の区別なく、すべて同様の申請方法となります。**K-SupportのURLもしくはQRコード(→p.3)から「医療給付申請」システムにアクセスできます。



慶應義塾診療所（各キャンパス保健管理センター）での診療補助

学生健保では、組合員の皆さんがキャンパスの診療所で診療を受けた場合の医療費の補助を行っています。診療所窓口で学生証を提示し、診療を受けてください。診療所での診療は自費診療（10割負担）ですが、医療費のうち5割は学生健保からの補助があるため、請求額は医療費の5割（内税）となります。この場合は、p.3～5の医療給付申請はできません。

※信濃町保健管理センター受診分については上記と扱いが異なるため、一般病院・慶應義塾大学病院受診分と同様に**5 申請の流れ**にしたがって申請を行ってください。

予防給付について



トレーニングルーム

※最新の情報はトレーニングルーム受付で確認してください。

学生の健康増進・体力増強のため、学生健保で運営している施設です。組合員の皆さんは学生健保の補助により格安の料金で利用することができます。

<場 所> 日吉キャンパス塾生会館1階

<利用料金> 組 合 員：200円（学部・大学院正規生）

非組合員：300円（通信生・別科生・科目等履修生・特別学生）

<開 室 日> 2026年4月1日～2027年3月31日

ただし、土・日・祝日、義塾の定める休校日、三田祭期間、大学入学試験期間、また8月20日～26日、12月26日～1月5日は日吉キャンパス一斉休業のため閉室

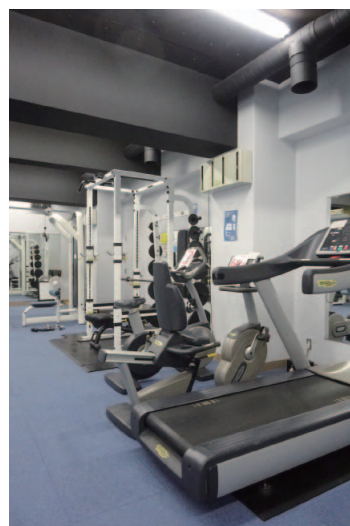
<開室時間> 4～12月の通常授業日：10：30～19：30

上記以外：10：30～17：00

開室日・時間に変更になる場合がありますので、受付で確認してください。

- ・施設利用時には学生証・トレーニングウェア・室内用トレーニングシューズ（外履きとの兼用不可）・靴下・タオルを必ず持参してください。
- ・シャワールームのみの使用は有料です（ただしトレーニングルーム利用者は無料）。

◎湘南藤沢キャンパスの体育館内にあるトレーニングジムにも学生健保からトレーナーを派遣しています。



契約旅館

学生健保では、関東近辺12箇所の契約旅館の宿泊費補助を行っています。契約旅館が定める休業日を除き、年間を通じて利用することができます。旅行やクラブ、サークル、ゼミの合宿等にご利用ください。但し、宿泊を伴う活動の可否については、学生総合センターによる案内を確認してください。

利用方法

1. 契約旅館を予約する

利用を希望する契約旅館に直接連絡し、予約をしてください。予約の際には慶應義塾大学の学生であり、学生健保の補助で宿泊したい旨を伝えて、必ず補助適用後の料金を確認してください。

なお、旅行会社経由で予約を行った場合、学生健保からの宿泊費の補助は適用されません。

2. 所属キャンパスの担当部署（→p.2）にて申請

宿泊日の3営業日前（土日祝日、一斉休業日等の閉室日を除く）までに、申請する代表者の所属キャンパス担当窓口にて契約旅館宿泊の申請を行ってください。

申請受付後、大学にて「契約旅館宿泊券」を発行します。

- 申請期限を過ぎた場合は「契約旅館宿泊券」の発行ができないため宿泊費補助は適用されません。
- 予約後に宿泊数・人数等に変更が生じた場合は、契約旅館に変更の旨を連絡のうえ、宿泊日の3営業日前（土日祝日、一斉休業日等の閉室日を除く）までに、所属キャンパスの窓口にて「契約旅館宿泊券」を持参してください。
- 予約をキャンセルする場合は契約旅館および所属キャンパスに速やかにご連絡ください。なお、キャンセルの取扱いを利用する契約旅館によって異なりますので各自でご確認ください。

3. 契約旅館で宿泊券を提出する

契約旅館に着いたら受付にて学生証を提示し、「契約旅館宿泊券」を提出してください。宿泊時には組合員全員の学生証および「契約旅館宿泊券」を必ず持参してください。

「契約旅館宿泊券」を提出しない場合は学生健保からの宿泊費補助は適用されません。

契約旅館一覧

慶應義塾 赤倉山荘

<https://www.sanshikai.jp/cottage/>

〒949-2102 新潟県妙高市田切219-7 TEL 0255-87-3900

- **宿泊料金** 1泊2食 12/1～3/31 6,000円(税込)、4/1～11/30 5,000円(税込)
- **アクセス** 車：上信越自動車道妙高高原ICより約5分
公共交通機関：妙高高原駅よりタクシー・バス約15分

梅屋敷旅館

<http://www.nikko-umeyashiki.com/>

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2398 TEL 0288-54-1145

- **宿泊料金** 1泊2食アメニティなし 10,000円(税込)
アメニティあり 11,000円(税込)
- **アクセス** 車：日光宇都宮道路 日光ICより国道121号線で約10分
公共交通機関：JR日光駅または東武日光駅よりタクシー約10分

かすや荘

〒299-5105 千葉県夷隅郡御宿町岩和田949 TEL 0470-68-3658

- **宿泊料金** 1泊2食 7,000円(税込)
- **アクセス** 公共交通機関：JR御宿駅より徒歩約20分

仲間の宿 川きん

<https://www.kawakin-iwai.com/>

〒299-2216 千葉県南房総市久枝749 TEL 0470-57-2150 (8時～20時)

- **宿泊料金** 1泊2食 11,400円より(税込)
素泊まり：7,800円、朝食：1,300円、昼食：1,300円、夕食：2,300円
食事代は素泊りにオプションとして追加。
※人数・お部屋タイプによって変わります。詳細はお問い合わせください。
- **アクセス** 車：館山自動車道－鋸南富山ICより約10分
公共交通機関：JR内房線岩井駅下車 徒歩約10分
高速バス房総なのはな号 ハイウェイオアシス富楽里バス停下車 徒歩約30分

KKR江ノ島ニュー向洋

<https://enoshima.kkr.or.jp/>

〒251-0035 神奈川県藤沢市片瀬海岸1-7-23 TEL 0466-23-7710

- **宿泊料金** 直接施設に確認してください
※期間・人数によって変更あり
※ゼミナールプラン有り 9,400円(税込)(土曜日は+2,000円)
- **アクセス** 車：国道134号から片瀬東浜交差点より467号を龍口寺に向かって100m
公共交通機関：江ノ島電鉄江ノ島駅より徒歩約5分

宿坊 極意

<http://www.egokui.com/>

〒381-4101 長野県長野市戸隠3354 TEL 026-254-2044

- **宿泊料金** 1泊2食 9,900円（税込）
- **アクセス** 車：上信越自動車道信濃町ICより約20分
公共交通機関：JR北陸新幹線長野駅よりバス、タクシー

THE KINTA NAEBA

<http://www.kinta.com/>

〒949-6212 新潟県南魚沼郡湯沢町三国469-91 TEL 025-789-3911

- **宿泊料金** 1泊2食 9,900円（税込）※期間によって変更あり
- **アクセス** 車：関越自動車道月夜野ICより40分
公共交通機関：JR上越新幹線越後湯沢駅よりバス45分
苗場スキー場まで約200m

東海荘

<https://www.tokaiso.com/>

〒299-4215 千葉県長生郡白子町中里4437-1 TEL 0475-33-2061

- **宿泊料金** 1泊2食 6,930円（税込）※期間によって変更あり
- **アクセス** 公共交通機関：JR外房線茂原駅よりバス約25分

民宿 富岳荘

<https://r.goope.jp/fugakusou/>

〒401-0302 山梨県南都留郡富士河口湖町小立1774 TEL 0555-73-2647

- **宿泊料金** 素泊まり 4,000円（税込）、1泊2食 6,000円（税込）
※期間、人数によって変更あり
- **アクセス** 車：中央自動車道河口湖ICより約5分
公共交通機関：河口湖駅より徒歩約15分

SUPERBA VISTA／民宿旅館 富士見園

<https://superba-vista.com/>

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1409-1 TEL 0555-72-1566

- **宿泊料金** 素泊まり 平日・日曜日 5,500円（税込）、土曜日 6,500円（税込）
特別日（GW、長期休み、年末年始など）7,500円（税込）
- **アクセス** 車：中央自動車道河口湖ICより約10分
公共交通機関：河口湖駅より徒歩約15分

ふたば荘

<https://www.hakone-ryokan.or.jp/search/00544/>

〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根160-36 TEL 0460-84-8660

- **宿泊料金** 素泊まり 6,700円（税込）
1泊朝食 7,250円（税込）
1泊2食 8,900円（税込）
- **アクセス** 公共交通機関：箱根登山バス桃源台又は湖尻より徒歩約5分

ゆうげん荘

<https://yugenso.net>

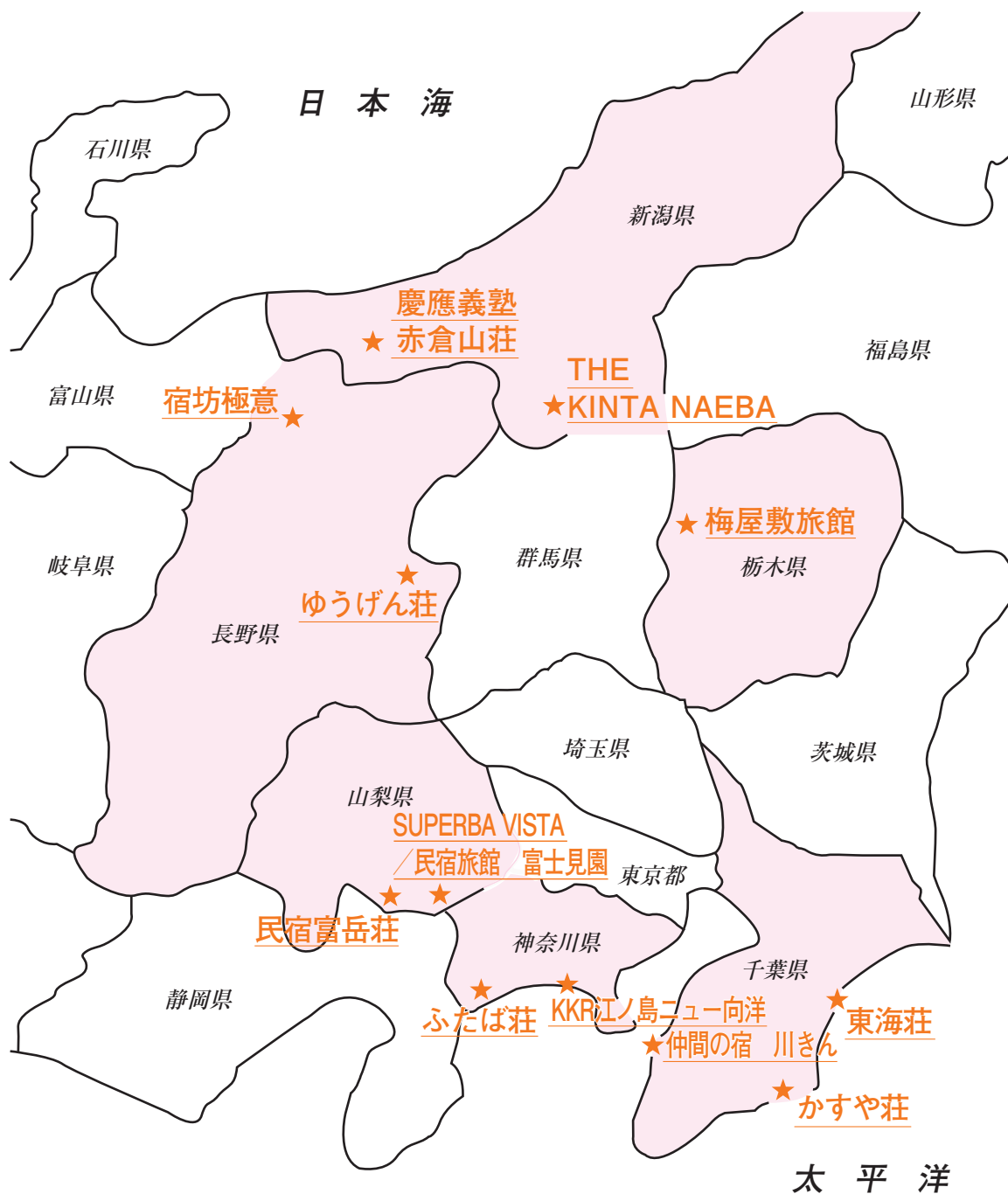
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5780 TEL 0267-45-6074

- **宿泊料金** 1泊2食 全館7,250円（税込）
- **アクセス** 車：上信越自動車道碓氷軽井沢ICより約20分
公共交通機関：JR軽井沢駅→しなの鉄道線信濃追分駅よりタクシー約10分

※2026年4月現在

最新の情報については各契約旅館に直接問い合わせてください。

契約旅館所在地一覧マップ



学生健康保険委員会について



学生健康保険委員会（以下学生健保委員会）は、学生健保の組合員を代表する組織です。委員会では100円朝食サービスの運営や三田祭での展示企画、機関誌『K-STYLE』の発行等、年間を通じて学生の健康増進・疾病予防の各種イベントを企画・運営しています。

委員会企画イベントの例：100円朝食サービス

朝食を抜くことは脳の栄養不足を引き起こし、心身の健康はもちろん、学業に支障を来すことにもなりかねません。学生健保委員会の企画・運営のもと実施されている「100円朝食サービス」は、1限目が始まる前の朝の時間に1食100円で朝食を提供するもので、好評をいただいています。2025年度は、グリーンズマルシェの協力のもと、日吉キャンパスにて開催されました。



※2026年度の開催日等詳細は、キャンパス内のポスター掲示等でお知らせいたします。

例年の主な学生健保委員会活動内容（参考）

朝食サービス／新入生オリエンテーション参加／日吉トレーニングルーム新入生無料週間／三田祭展示企画／機関誌発行 etc…

このような様々な企画を考案し実施するために、学生健保委員会では日々活動を行っています。

委員会活動に興味のある方は、お気軽にメールもしくはSNSにご連絡ください。日吉以外のキャンパスに所属の方も是非ご連絡ください。

X：@KEIO_KENPO

Instagram：@keio_kenpo

メール：keiokenpo1959@gmail.com



慶應義塾大学 学生健康保険互助組合規約

昭和34年3月制定
昭和37年1月改正
昭和39年10月改正
昭和41年4月改正
昭和43年1月改正
昭和43年3月改正
昭和46年6月改正
昭和47年4月改正
昭和48年12月改正
昭和49年7月改正
昭和50年12月改正
昭和51年12月改正
昭和57年10月改正
昭和58年10月改正
昭和59年7月改正
平成2年4月改正
平成2年6月改正
平成2年12月改正
平成3月6月改正
平成4年12月改正
平成7年6月改正
平成8年6月改正
平成10年12月改正
平成12年1月改正
平成12年6月改正
平成13年4月改正
平成14年4月改正
平成15年4月改正
平成16年4月改正
平成19年4月改正
平成20年4月改正
平成21年4月改正
平成22年4月改正
平成23年4月改正
平成24年5月改正
平成26年12月改正
平成28年4月改正
平成29年12月改正
2019年4月改正

第1章 総 則

- 第1条 本組合は慶應義塾大学学生健康保険互助組合（以下組合という）と称する。
- 第2条 組合は主たる事務所を三田に、従たる事務所を日吉・信濃町・矢上・湘南藤沢・芝共立の各地区学内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 組合は組合員の健康保持及び増進を図り、かつその疾病負傷につき相互に救済し以て組合員の福祉に寄与することを目的とする。
- 第4条 組合は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
- 1 医療給付
 - 2 予防給付
 - 3 その他本組合の目的に合致する事業

第3章 組 合 員

- 第5条 組合員は本塾大学に正規生として在籍する学部学生並びに大学院学生の全員とする。
- 第6条 ① 組合員は次の各号に定める方法により組合費等の支払いをなす義務を負う。
- 1 組合加入費100円は組合員資格を取得した際納入する。
 - 2 組合費は年額2,500円（内500円は健康管理費）とし、学費納入時（分納の場合は、1,250円を半期毎）に納入する。但し、半期のみ在籍する年度の組合費は1,250円とする。
 - 3 授業料減免を受けている者も前2号の方法により納入する。
- ② 組合員が指定された期限までに組合加入費または組合費を支払わない場合は、組合は当該組合員について第4条に掲げる給付を受ける権利を停止することができる。
- 第7条 組合員が他の医療保険の被保険者組合員または被扶養者であって、その保険により医療費の全額に相当する給付を受けることができる場合には、組合は理事会の承認により、当該組合員より組合費を徴収せずまたは既に徴収した組合費を返還する。但し、健康管理費はこの限りではない。
- 第8条 組合員は本塾大学に正規生として在籍する期間中に限り、この規約の定めるところに従って給付を受ける権利を有する。
- 第9条 組合員は次の各号に定める事由に該当するに至ったときは、その翌日から組合員の資格を失う。
- 1 死 亡
 - 2 卒業若しくは退学
 - 3 その他本塾正規生としての資格を失ったとき

第4章 役 員

- 第10条 組合は20名以内の理事と、3名の監事を置く。
- 第11条 理事は次に定める者を以てこれにあてる。学生総合センター長、学生部事務長、学生総合センター学生部門副部長（1名）、学生部福利厚生支援担当課長、日吉学生部学生生活担当課長、保健管理センター事務長、塾監局長（又は人事部給与厚生担当課長）、財務部長（又は同課長）及び学生健康保険委員会により選出された者12名。但し、大学側理事のうち兼任者のある場合には理事長が欠員理事の補充をする。
- 第12条 監事は次の区分に従って選任する。
- 1 学生健康保険委員会が選出した組合員2名（内1名は学生健康保険委員会委員以外の者）
 - 2 理事会が選任した監査1名（組合員を除く）
- 第13条 理事長は学生総合センター長がこれにあたり、副理事長は学生部事務長及び学生健康保険委員会委員長がこれにあたる。
- 第14条 理事長は組合事務を統括し、組合を代表する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは共同して理事長の職務を代行する。
- 第15条 監事は年1回以上組合の経理を監査する。

- 第 16 条 役員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。但し、重任を妨げない。欠員、補充で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 理 事 会

- 第 17 条 理事会は組合の意思決定機関として組合の企画運営につき議決をなす権限を有する。
- 第 18 条 理事会は定例理事会と臨時理事会とに分ける。定例理事会は原則として年 2 回定時に開催し、臨時理事会は理事長及び学生健康保険委員会委員長が必要と認めた時に開催する。
- 第 19 条 理事会は会議の開会の 7 日前までに議題を示して理事長が招集し、理事長は理事会の議長となる。
- 第 20 条 次の各号に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。
- 1 組合運営に関する基本事項
 - 2 予算、事業計画及び決算、事業報告の承認
 - 3 規約の改廃
 - 4 その他重要と認められる事項
- 第 21 条 ① 理事会は、理事現在員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立する。
- ② 理事会の議事は、出席理事の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 6 章 顧 問

- 第 22 条 組合は理事会の議決により顧問を置くことができる。
- 第 23 条 顧問は組合運営の重要事項について理事会に意見を述べることができる。

第 7 章 学生健康保険委員会

- 第 24 条 学生健康保険委員会（以下委員会という）は組合員の総意を代表し、組合の企画・運営管理等の重要事項に関しこれを協議し、理事会の諮問に応ずるとともにまたこれに勧告する。
- 第 25 条 ① 委員会は組合員のうちより委員会委員長の承認を受けた者によって構成される。但し、構成人数は 80 名を超えることはできない。
- ② 委員会委員長及び同副委員長は前期委員会により選出され、理事会の承認を得なければならない。
- ③ 委員会は、委員長及び予防給付・管財・広報担当者を含む学生理事を互選する。
- ④ 学生理事を選出するにあたっては、原則として三田・日吉・信濃町・矢上・湘南藤沢・芝共立地区から各 2 名とする。
- 第 26 条 委員会は原則として定例理事会に先立って開かれるものとする。また、委員長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- 第 27 条 委員会は委員の半数以上の出席を以て成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を要する。
- 第 28 条 委員会委員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、再任及び欠員補充の場合は第 16 条に準ずる。
- 第 29 条 委員会委員長及び日吉代表は毎年 12 月委員会の互選により選出し、翌年 4 月 1 日に事務引継をするものとする。

第 8 章 組合員大会

- 第 30 条 ① 本組合は次の各号の場合に組合員大会を開くことができる。
- 1 委員会において委員の 3 分の 2 以上の決議のある場合
 - 2 全組合員の 50 分の 1 以上の署名がある場合
- ② 組合員大会は組合員総数の 10 分の 1 以上の出席を以て成立し、委員会委員長が議長となる。
- ③ 組合員大会の議事は、出席組合員の過半数を以て決する。
- ④ 組合員大会でなされた決議は理事会で審議しなければならない。但し、組合員大会の決議は尊重されるものとする。

第 9 章 会 計

- 第 31 条 組合の経費は組合費、組合加入費、寄付金その他を以てこれにあたる。
- 第 32 条 組合の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 33 条 組合の会計監査は監事がこれにあたり、決算については公認会計士の監査を受けるものとする。決算報告並びに会計監査報告は毎年 6 月中に理事会において行う。

第 10 章 給 付

- 第 34 条 組合員の疾病予防措置に対する給付は、理事会の承認された事業計画に基づき実施する。
- 第 35 条 組合員の疾病治療に対する給付は次の各号による。
- 1 本給付は、日本国内における公的医療保険（健康保険）により保障が受けられる診療等を受診した場合にのみ対象とする。
 - 2 給付額は、組合員が保険医療機関等で健康保険証を提示して支払った医療費負担額から一定額を控除した金額とする。給付限度額および控除額は別に定める。

3 医療費負担額のうち次の費用については、これを給付の対象としない。

- ア 診断書、診療費明細書等の文書料
- イ 入院時食事療養費（標準負担額）
- ウ 特定機能病院の特定療養費
- エ その他、上記に準ずるもの

第 36 条 第35条に関する医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

第 37 条 医療給付に関し、第35条および第36条に定めのない事項は、第39条に掲げる細則で定める。

第 11 章 関連する規程・細則

第 38 条 本組合の経理規程は別にこれを定める。

第 39 条 本組合の細則は別にこれを定める。

第 12 章 規約の改廃

第 40 条 本規約は理事会の議決により改正することができる。

第 13 章 情報の開示

第 41 条 本規約の改正、予算・決算、その他の重要事項については組合員に開示しなければならない。

附 則（平成29年12月4日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

慶應義塾大学学生健康保険互助組合 規約施行細則

第 1 条 組合は次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- 1 規約及び細則
- 2 財産目録
- 3 会議録
- 4 元帳及び金銭出納簿

第 2 条 組合員の権利を不正に行使した場合は当該年度中に給付した金額を返還させ、当該年度中は組合員の資格を失うこととする。

第 3 条 組合員が死亡した時は弔慰金として10,000円を給付する。

第 4 条 医療給付の対象となる診療は、組合員が保険医療機関に指定された病院・医院または診療所を受診した場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる診療等は医療給付の対象外とする。

- 1 歯科（口腔外科治療を除く）での診療
- 2 接骨院や整骨院、鍼灸院での施術
- 3 公的医療保険適用外の診療等

第 5 条 ① 医療給付の受給を希望する組合員は、受診月の翌月末日までに、受診者の氏名、保険点数および負担割合が記載されている保険医療機関発行の医療費領収書を組合所定の申請書に添えて、在籍するキャンパスの組合事務所に提出しなければならない。

② 前項に掲げる受給申請は、医療機関・診療科の別を問わず同一月の受診分を合算して1申請とし、受診月ごとに1回のみとする。

③ 入院が複数月にわたる場合は、第1項に掲げる申請書および医療費領収書は退院した月の翌月末日までに提出しなければならない。

④ 医療給付の給付額は、組合員が保険医療機関に支払った負担額から、給付対象外の一部負担金等を除き、申請毎に2,000円を控除した金額（10円未満は切り捨て）とする。

⑤ 年度を通じた組合員1人あたりの医療給付上限額は15万円とする。ただし、半期のみ在籍する年度の上限額は7万5千円とする。

⑥ 給付金の支払いは申請のあった月の翌月に行う。

第 6 条 組合員が本塾大学保健管理センターで診療を受ける場合は、医療費の半額を負担することとし、残る半額は医療給付として組合が負担する。ただし、信濃町保健管理センターでの診療については、第4条ないし第5条の扱いと同様とする。

第 7 条 組合は、理事会の承認の下、規約第2条で定める組合事務所が担うべき業務の一部を、大学に委ねることができる。

第 8 条 本細則は理事会の議決により改正することができる。

附 則

- ① この細則は昭和42年9月20日から実施し、昭和42年4月1日から施行する。
- ② この細則は昭和47年4月1日から施行する。
- ③ この細則は昭和48年12月1日から実施し、昭和48年10月1日から施行する。
- ④ この細則は昭和60年4月1日から施行する。
- ⑤ この細則は平成2年4月1日から施行する。
- ⑥ この細則は平成12年4月1日から施行する。
- ⑦ この細則は平成22年4月1日から施行する。
- ⑧ この細則は平成28年4月1日から施行する。
- ⑨ この細則は平成30年4月1日から施行する。
- ⑩ この細則は2019年4月1日から施行する。

慶應義塾大学学生健康保険互助組合 トレーニングルーム運営規程

平成元年4月1日制定
平成元年4月1日施行
平成7年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成28年4月1日改正

- 第1条 慶應義塾大学学生健康保険互助組合は、塾生の健康増進と福利厚生を目的として、トレーニングルーム（シャワールーム・ロッカールーム等を含む）を設置する。
- 第2条 トレーニングルームの円滑な運営を図るため、学生健康保険互助組合にトレーニングルーム運営委員会（以下運営委員会という）を置く。
- 第3条 1 運営委員会は次の委員を以て構成する。
- (1) 学生総合センター学生部門副部長 1名
 - (2) 学生総合センター学生部門委員 1名
 - (3) 大学スポーツ医学研究センター 1名
 - (4) 日吉キャンパス事務長
 - (5) 学生部事務長
 - (6) 学生部福利厚生支援担当課長
 - (7) 日吉学生部学生生活担当課長
 - (8) 学生健康保険委員会委員長
 - (9) 学生健康保険委員会委員 1名
 - (10) 塾生会館運営委員会委員長
 - (11) 塾生会館運営委員会委員 3名
- 2 運営委員長は学生総合センター学生部門副部長として、学生健康保険互助組合理事長がこれを任命する。
- 3 運営委員長は運営委員会の開催にあたり、必要に応じ運営委員以外の出席を求めることができる。
- 第4条 運営委員会は、次の各号について協議する。
- 1 施設の使用（利用料金を含む）及び運営に関する事項
 - 2 行事、企画に関する事項
 - 3 年間スケジュールに関する事項
 - 4 トレーニング器具等の購入、保守、管理等に関する事項
 - 5 その他運営委員会が必要と認めた事項
- 第5条 運営委員会は必要に応じ、委員長がこれを招集する。
- 第6条 運営委員会の決定事項は、学生健康保険互助組合理事会の承認を得て、これを行う。
- 第7条 トレーニングルーム使用規則は別に定める。
- 第8条 この規程の改廃については、運営委員会の議を経て、学生健康保険互助組合理事会が決定する。
- 第9条 この規程の運営事務は、日吉学生部学生生活担当の所管とする。

附 則

- 第1条 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 第2条 この規程は、平成7年4月1日から施行された。
- 第3条 この規程は、平成19年4月1日から施行された。
- 第4条 この規程は、平成22年4月1日から施行された。
- 第5条 この規程は、平成28年4月1日から改正された。

慶應義塾大学学生健康保険互助組合 トレーニングルーム使用規則

平成元年4月1日制定
平成元年4月1日施行
平成3年4月1日改正
平成22年4月1日改正

- 第 1 条 この使用規則は、慶應義塾大学学生健康保険互助組合トレーニングルーム運営規程に基づき、トレーニングルーム（トレーニングルーム・ロッカールーム・シャワールーム等を総称し、以下ルームという）の使用についてこれを定める。
- 第 2 条 このルームを使用できる者は、本塾大学学部学生並びに大学院学生とする。但し、組合員以外の者については、学生健康保険互助組合理事長の許可を得て、使用することができる。
- 第 3 条 このルームの利用者は、本塾の定期健康診断を受診済の者で、トレーニングを行う上で、健康に特に支障のない者でなければならない。また、心臓・血圧等に異常のある者、体育実技判定Ⅱの者については使用させない。
- 第 4 条 1 ルームの開室時間は、午前10時30分から午後5時30分までとする。但し、最終入室時刻は午後4時30分とする。
2 土曜・日曜・祝祭日及び学則に定める休業日は、原則として閉室とする。その他の休業日については、その都度公示する。
3 ルームの使用期間及び使用時間については、変更することがある。
- 第 5 条 ルームを使用する者は、受付で学生証を提出し、組合員は200円、組合員以外の者は300円を支払わなければならない。但し、組合員以外で、学生証の発給を受けていない者については、身分証明が可能な書類を提出するものとする。
- 第 6 条 ルームの施設及び器具の利用にあたっては、トレーナー、受付担当者並びに学生健康保険委員の指導のもとに、行わなければならない。
- 第 7 条 ルーム内では、運動靴にはき替えて、施設を使用しなければならない。
- 第 8 条 1 ルーム内において、次の行為をしてはならない。
(1) 喫煙・持ち込みによる飲食
(2) 危険な行為
(3) 許可なく設備を変更したり、器具等を搬出・搬入すること
(4) 秩序や風紀を乱し、他人に迷惑を与えること
(5) 許可なく物品または文書等を販売・頒布あるいはポスター等の提示をすること
(6) トレーナー、受付担当者並びに学生健康保険委員の指示に反すること
2 前項に反する者について、学生健康保険互助組合理事長は一定期間ルームの使用を停止させることができる。
- 第 9 条 ルームの利用者の責に帰すべき事由により、事故が生じた場合、大学並びに学生健康保険互助組合は、一切の責任を負わないものとする。
- 第 10 条 利用者の責に帰すべき事由により、施設及び器具等を破損または滅失したときは、利用者がこれによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 第 11 条 この規則の改廃は、トレーニングルーム運営委員会の議を経て、学生健康保険互助組合理事会が決定する。

附 則

- 第 1 条 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 第 2 条 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2026年度版 健保の手引き

発行日 2026年4月1日

発行者 慶應義塾大学 学生健康保険互助組合

